

消費増税に伴うポイント還元制度についてのまとめ

ポイント還元制度とは	消費者が中小店舗で商品やサービスを購入する際に、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など)にて代金を支払った場合には、購入額の最大5%のポイントが消費者に付与される制度
ポイント還元率	中小企業や個人が経営する小売飲食、宿泊などは5%、コンビニ、外食、ガソリンスタンドなどのフランチャイズチェーンは2%
実施期間	増税後9ヶ月間とされている(2019年10月1日～2020年6月30日)
対象店舗	中小企業または個人事業主が運営する店舗(小売業なら資本金5,000万円以下または従業員50人以下)
加盟店になる方法	<p>キャッシュレス・ポイント還元制度の対象店舗となるためには、加盟店登録が必要</p> <p>すでに何らかのキャッシュレス決済を利用して、そのまま継続したい場合現在、契約している決済事業者に、「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店になりたいと連絡する</p> <p>これから新しくキャッシュレス決済を導入する場合や、すでに導入しているが別のキャッシュレス決済サービスに切り替えたい場合は、決済事業者を選んで連絡する</p> <p>キャッシュレス・ポイント還元制度に登録されたキャッシュレス決済事業者(6月13日時点で延べ118社)は、経済産業省の「キャッシュレス消費者還元事業」サイトに公表されている</p>
申請に必要なもの	<p>申請する際に、会社や事業所の住所・連絡先等のほか、下記の情報が必要</p> <ul style="list-style-type: none">・経済産業省から発行された加盟店ID(未発行であれば必要なし)・資本金(個人事業主は「0」と記載)・従業員数(解雇予告を必要とする者、アルバイト・パートも含む)・直近3年間の課税所得(税引き前利益)・事業所年間売上高 <p>申込が完了すると、審査が行われる。(審査には最大2か月程度かかる場合がある)</p>